

学会賞審査・倫理委員会規程

(2020年9月25日日本評価学会理事会決定)

改正

2021年3月7日

(目的)

1. 学会賞・倫理審査委員会は、日本評価学会会員の研究及び実践活動に対する顕彰及び研究倫理に係る規律保持を通じ、わが国における評価学の普及と発展に寄与することを目的とする。

(学会賞審査委員会)

2. 学会賞審査・倫理委員会は、学会会員の活動及び成果への顕彰に係る業務並びに研究倫理関連業務を行う。
3. 学会賞審査・倫理委員会は、学会会員7名以内をもって組織する。
4. 学会賞審査・倫理委員長は、学会賞審査や研究倫理に関連して年1回以上の会合を招集する。学会賞審査・倫理委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(顕彰)

5. 学会賞審査委員会は、年1回、会員の活動に対する顕彰に係る業務を行う。
6. 学会賞の受賞者は学会賞審査・倫理委員会がこれを推薦し、理事会で決定する。
7. 受賞者には賞状及び副賞を授与する。
8. 学会賞は以下の3種類とする。
 - (1) 「日本評価学会論文賞」 『日本評価研究』に掲載された原著論文が評価学研究に大きく貢献したと認められる者に授与される。
 - (2) 「日本評価学会奨励賞」 評価学研究の進歩に寄与する優れた研究をなし、将来の発展を期待される者に授与する。
 - (3) 「日本評価学会功績賞」 評価学の発展に顕著な功績のあった者に授与される。
9. 学会賞審査・倫理委員会は、日本評価学会賞規定に基づき顕彰事業を実施する。

(研究倫理に係る業務)

10. 学会賞審査・倫理委員長は、研究不正等に関する申立てがあったとき、会合を招集する。
11. 学会賞審査・倫理委員会は、その目的を達成するために学会会員による研究及び実践にかかる研究倫理に関連する要領等の策定及び検討などを行う。

(附則)

1. この規定は、2020年10月1日より施行する。
2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。